

高畠町地域福祉計画

高畠町地域福祉活動計画

第4次計画 2019年度～2023年度

指標の達成状況
及び
施策の取組状況評価
(令和元年度)

【基本理念】 全ての町民が互いに思いやり「共に生きる」幸せなまちづくり

【基本目標1】 地域を支える「人」を育てます

【基本目標2】 みんなで支える「つながり」をつくれます

【基本目標3】 誰もが安心して暮らせる「しくみ」をつくれます

高畠町福祉こども課



地域福祉ってなに？

「地域福祉」とは、誰もが住みなれた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人のつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。

◆計画策定の趣旨◆

高島町も高齢化、少子化、人口減少が進んでいます。孤立・ひきこもり・虐待・孤独死など福祉課題が複雑多様化している状況があります。安心して住み続けるには、多方面に渡った計画的な対応策、取り組みが必要だといえます。

そこで、誰にも居場所や役割があり、「支える側」「支えられる側」に分かれることなく、互いに支え合い、人にやさしい共生社会の実現を目指し、平成31・令和元年度から5年度までの5か年を期間として策定しました。



◆計画の位置づけ◆

社会福祉法に定められた計画です。地域福祉計画は子ども・障がい者・高齢者をはじめとする福祉の各分野に共通する事項を定める「上位計画」として策定され、高島町防災計画など関連する計画との整合性が図られています。

◆計画の推進◆

地域福祉活動の推進のためには、高齢者福祉・児童福祉・障がい者福祉などといった福祉分野に限らず、幅広く総合的なまちづくりの視点から進めなければなりません。

地域の多様なこまりごとや、ニーズに対応していくためには、町民をはじめとした地域を支えるさまざまな主体と、行政や社会福祉協議会が連携して共に進めます。

◆計画の周知◆

計画を推進していくためには、町民一人ひとりが計画の内容を理解し、自ら行動に移すことが重要です。

広報たかはたやホームページ、出前講座、各種イベントなどの機会を活用し、ご理解いただくための活動を積極的に行います。

◆計画の進行管理と評価◆

毎年度、福祉のまちづくり推進委員会に報告し、定期的な確認を行います。最終年度には、計画期間全体を通して評価し、改善の方向を検討します。



◆計画の体系図

基本理念	基本目標	基本計画	施策	施策の方向
すべての町民が互いに思いやり「共に生きる」しあわせなまちづくり	地域を支える「人」を育てます みんなで支える「つながり」をつくり 誰もが安心して暮らせる「しくみ」をつくり	1. 人と人がふれあう福祉コミュニティ※づくりの推進	(1) 地域の困りごとに気づき、話し合うためのきっかけづくり	①集落や隣組での困りごとの共有化
			(2) 地域住民自らが進めるコミュニティ活動の活性化と支援	①地域住民自ら進める地区づくり活動の推進 ②集落や隣組を単位とした小地域活動の推進 ③世代間交流の推進
			(3) 地域の見守り支え合うしくみづくり	①困りごとを把握するしくみづくり ②誰もが関わり合う見守りネットワークの構築 ③孤立しないためのしくみづくり
		2. 地域支え合いの充実	(1) 地域福祉の担い手の育成・強化	①民生委員・児童委員や高齢者、障がい者相談員など相談支援活動の周知と普及 ②ボランティアやNPO活動の拡大 ③担い手となる人材の発掘とリーダーの育成 ④募金や寄付から始める支え合う意識の醸成
			(2) 地域福祉の担い手が活躍できるしくみづくり	①地域福祉活動の情報発信の強化 ②多様な活動団体の設立の支援 ③ボランティアやNPO等と連携した困りごと解決のしくみづくり ④担い手として企業が参加できる体制づくり
			(3) 地域住民の拠点づくり	①地域住民が集う居場所づくり
		3. いつまでも健やかで心豊かに生活できる環境づくり	(1) 心の健康づくり推進	①悩みを抱える人を支えるための支援 ②心の健康を保つための支援
			(2) 健康を支える地域づくり	①各年代に応じた健康づくりの推進
		4. 未来を築く子どもが健やかに育つための環境づくり	(1) 地域ぐるみの子育ての推進	①地域で子どもを見守り育てるしくみづくり ②子ども・子育てを支える活動の拡大 ③さまざまな課題を抱える家庭の支援
			(2) やさしい心を育む環境の推進	①誰もが尊重される意識の醸成 ②実践的な福祉教育の推進 ③家庭・学校・地域における福祉教育の推進
		5. 必要な支援を包括的につなぎ、つなげる体制の充実	(1) さまざまな相談の充実とネットワークの強化	①相談窓口の充実 ②相談のネットワークの強化 ③福祉サービスに関する情報提供の充実 ④行政内の包括的な支援の推進
			(2) 地域全体で支え合う体制の推進	①保健、医療、福祉、介護、教育等の連携強化 ②地域で支え合うネットワークの充実 ③地域包括ケア体制の推進
		6. 地域で誰もが安心して暮らせる快適な環境づくり	(1) 安心して暮らせる生活環境の整備推進	①生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進 ②地域ぐるみで防災・防犯力を高める ③自主防災組織の機能と活動の強化 ④災害時の要援護者支援体制の強化
			(2) 新たな課題に対応した福祉サービスの促進	①既存のサービスでは対応できない課題に対する支援 ②移動手段の充実
			(3) 課題を抱える人の就労や活躍の場の支援	①自立に向けた就労の支援 ②生活困窮者支援
		7. 一人ひとり誰もが尊重され大切にされる環境づくり	(1) 権利擁護のための支援の充実	①権利擁護体制の充実 ②成年後見制度の利用推進
			(2) 虐待を地域で防ぐネットワークの構築	①虐待を未然に防ぐ人権擁護活動の展開 ②虐待防止の情報ネットワーク体制の充実



1. 指標の達成状況

7項目の基本計画の項目ごとに、それぞれ指標を設定しています。指標の中には、地域福祉計画策定時に実施する町民アンケートの項目を用いている項目がありますが、毎年調査できないため、参考値として地域福祉シンポジウムや立教大学交流連続講座参加者アンケートの回答結果を用いているものがあります。

2. 施策の取組状況と評価

施策の方向、44項目について、事業名、内容、実績をまとめています。
評価については、3つの基本目標ごとに評価し、課題をまとめています。

3. 重点事業評価シート

重点事業評価シートは、令和元年度に特に重点的に取組んだ事業について、写真を入れてまとめています。

4. 学校教育における福祉教育の取組状況調査票

地域福祉に関する取り組みは行政や社会福祉協議会以外でも行われています。情報を集めて周知することが地域福祉の推進につながります。今回は学校で取組まれている福祉教育の情報を報告いただきました。今後も行政、社協以外の情報収集に努めます。